

宿泊型自立訓練とは

日中、一般就労や顔部の障害福祉サービスを利用している者を対象として、一定期間、夜間の住居の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整等を行い、積極的な地域移行の促進を図る。

(障害者自立支援法より)



障害福祉サービス事業の中では、一般企業に就職している人が使える、ただひとつの事業となっています。また、地域で生活するために必要なスキルの習慣を、実際に生活しながら行うことのできる事業です。



社会福祉法人七峰会

通勤寮拓心館

〒036-1321

青森県弘前市大字熊嶋字亀田184番地1

電話 0172(82)4520

FAX 0172(82)5544

Email:

「就労サポートひろさき」多機能事業所
通勤寮拓心館

宿泊型自立訓練事業



定員10人・利用随時
18歳以上の障害のある方が利用できます
(15~18歳の方はご相談下さい)

宿泊で利用
利用期間：2年間

事業紹介

『通勤寮拓心館』は、宿泊型自立訓練事業を行っています。ここでは、一般企業の就職者が職業人として地域生活を送るために、また日中の福祉サービスを利用しながら地域で生活をしていくために、必要なことを2年間で訓練します。

障害のある人が地域で暮らしていくためには、多くのことを身につける必要があります。『通勤寮拓心館』では、「職場でのこと」と「暮らしのこと」を、実際に生活していく中で、具体的に学べるようになっています。

また、2年間の訓練が終了したら、グループホームやケアホームを利用して生活することも可能です。

このような仕組みの中で、一人でも多くの人が、地域の中で生活できるようにしていくための支援をします。



一日のスケジュール

5:45 起床・居室・館内掃除
6:30 朝食・片づけ
身だしなみ・出勤準備
7:00 出勤
(8:00頃まで随時出勤)

17:00 帰寮
(18:00頃まで順次帰寮)
18:30 夕食・片づけ
19:00 入浴・洗濯・整理整頓
翌日の準備
21:00 就寝
22:00 消灯



訓練内容

- ◇日常生活スキル
整理・清潔・洗濯・掃除・金銭管理
健康管理・除雪除草
- ◇対人関係スキル
挨拶・返事・言葉づかい・態度
- ◇社会性
ルール・エチケット・社会資源利用
近所づきあい

事業の概要

《業務内容》

- ・定員 10人（男女枠なし）
- ・利用期限 2年

《スタッフ》

- ・管理者 1名（兼務）
- ・サービス管理責任者 1名（兼務）
- ・生活支援員 1名（常勤）
- ・地域移行支援員 1名（常勤）
- ・調理員 2名（パート）

《利用料》

- ・市町村の示す負担額
(低所得の場合 0円)
- ・食費 朝:280円 夕:400円
(昼食は各自)
- ・水道光熱費 1ヵ月 15,000円
(使用量により変動あり)
- ・家賃（無料）

次のステップ

- ・自宅
 - ・共同生活援助（グループホーム）
 - ・共同生活介護（ケアホーム）
 - ・単独生活
- ◇グループホーム、ケアホームは、一軒家タイプ
アパートタイプ・マンションタイプなどがあります。